

7) 道路植栽工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高 3m 以上、中木とは樹高 60cm 以上 3m 未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ 1.2m での幹の周囲長とし、幹が枝分かれている場合の幹周は各々の総和の 70%とする。

1-1 市場単価が適用出来る範囲

(1) 道路及び道路施設の植樹工，植樹管理及び移植工。

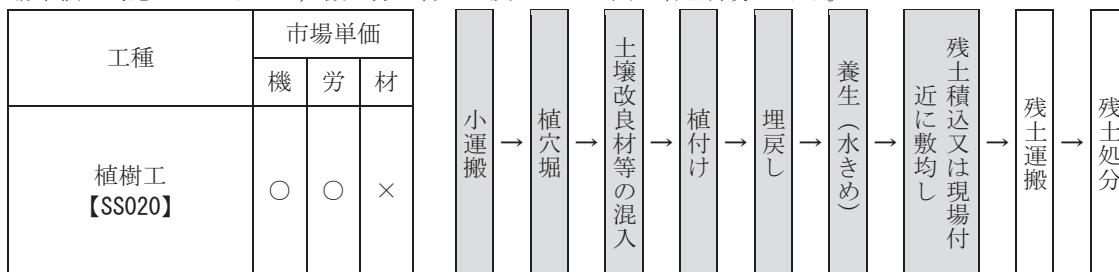
1-2 市場単価を適用出来ない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
 - 1) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。
 - 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
 - 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

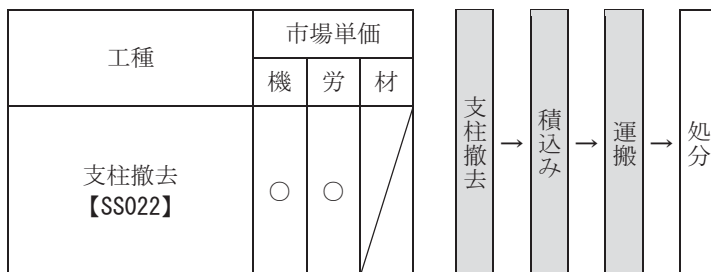
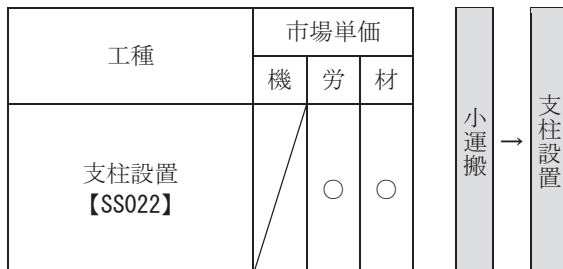
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色部分である。



- (注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。
- 2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。



(注) 発生材処分における運搬を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
地被類植付工 【SS023】	○	○	×

小運搬

→

地拵え

→

土壌改良材等の混入

→

植付け

→

養生(水きめ)

(注) 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。

工種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 せん定 【SS024】	○	○	/

せん定

→

集積・積込

→

運搬

→

せん定枝処分

(注) せん定枝処分における運搬を含む。

工種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 施肥 【SS025】	/	○	×

小運搬

→

施肥

工種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 抜根除草 【SS025】	○	○	/

障害物の除去

→

抜根除草

→

集積・積込

→

運搬

→

処分

工種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 芝刈 【SS025】	○	○	/

障害物の除去

→

芝刈

→

集積・積込

→

運搬

→

処分

工種	市場単価		
	機	労	材
植樹管理 灌水 【SS025】	○	○	/

給水

→

灌水

(注) 1. 給水及び灌水の移動を含む。
 2. 水の費用が必要な場合は別途計上する。
 3. 散水車(貸与)の市場単価には、散水車の現場修理費及び機械管理費は含まない。

工種	市場単価			防除
	機	労	材	
植樹管理 防除 【SS025】	○	○	×	

工種	市場単価			枝葉落とし	→	床掘り	→	掘り下げ	→	根巻き	→	埋戻し	→	積込み	→	運搬	→	荷卸	→	植樹工
	機	労	材																	
移植工 掘取工 【SS021】	○	○	○																	

- (注) 1. 移植工における植樹は植樹工を適用する。
 2. 掘り取り後の埋戻し土（不足土）の材料費及び運搬費は別途計上する。
 3. 低木は根巻きを含まない。
 4. 樹木運搬を含む。ただし、運搬距離が 30km を超える場合は別途考慮する。

2-2 市場単価の規格・仕様

道路植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 植樹工

区分	規格・仕様	単位
低木	樹高 60cm 未満	本
中木	樹高 60cm 以上 100cm 未満	本
	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本
	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本
高木	幹周 20cm 未満	本
	幹周 20cm 以上 40cm 未満	本
	幹周 40cm 以上 60cm 未満	本
	幹周 60cm 以上 90cm 未満	本

(注) 低木には株物、一本立を含む。

表 2.2 支柱設置

区分	規格・仕様	単位
中木	二脚鳥居添木付 樹高 250cm 以上	本
	八ツ掛（竹） 樹高 100cm 以上	本
	添柱形（1 本形・竹） 樹高 100cm 以上	本
	布掛(竹) 樹高 100cm 以上	m
	生垣形 樹高 100cm 以上	m
高木	二脚鳥居添木付 幹周 30cm 未満	本
	二脚鳥居添木無 幹周 30cm 以上 40cm 未満	本
	三脚鳥居 幹周 30cm 以上 60cm 未満	本
	十字鳥居 幹周 30cm 以上	本
	二脚鳥居組合せ 幹周 50cm 以上	本
	八ツ掛 幹周 40cm 未満	本
	八ツ掛 幹周 40cm 以上	本

- (注) 1. 単位の“本”は、樹木 1 本当たりとする。
 2. 単位の“m”は、支柱設置延長とする。

表 2.3 支柱撤去

区分	規格・仕様	単位
中木	二脚鳥居 添木付 八ツ掛 (竹) 添柱形 (1 本形・竹)	本
	布掛 (竹) 生垣形	m
高木	各種	本

(注) 1. 単位の“本”は、樹木 1 本当たりとする。
2. 単位の“m”は、支柱撤去延長とする。

表 2.4 地被類植付工

区分	規格・仕様	単位
地被類植付工	各種	鉢

表 2.5 植樹管理 (せん定)

区分	規格・仕様		単位
高木せん定	夏期せん定	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本
	冬期せん定	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本

(注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。
冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ること目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)

表 2.6 植樹管理 (せん定)

区分	規格・仕様		単位
低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本
	円筒形	樹高 100cm 未満	本
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本
寄植せん定	低木		m ²
	中木		m ²

(注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。
2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積 (表面積) とする。(図-1 参照)
3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。

(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定

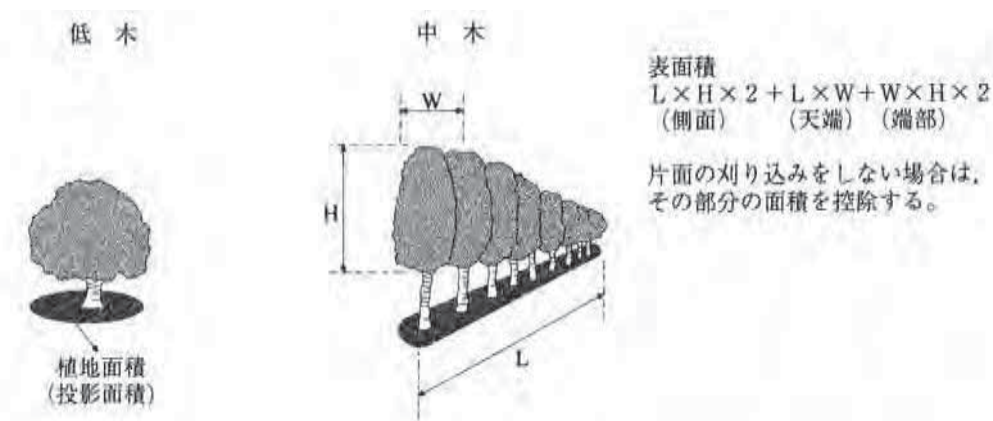


表 2.7 植樹管理（施肥，除草，芝刈，灌水）

区分	規格・仕様		単位
施肥	高木	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本
	中木	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本
	低木 中木	樹高 200cm 未満	本
	寄植	中木及び低木	m ²
	芝		m ²
除草	抜根除草	植込み地	m ²
		芝生	m ²
芝刈	芝刈	m ²	
灌水	トラック使用		m ²
	散水車使用（貸与車）		m ²

- (注) 1. 低木には，株物，一本立を含む。
 2. 施肥で寄植の面積は植地面積とする。
 3. 灌水で散水車を持込む場合は，トラック使用を適用する。

表 2.8 植樹管理（防除）

区分	規格・仕様		単位
防除	低木	樹高 60cm 未満	本
	中木	樹高 60cm 以上 100cm 未満	本
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本
	高木	幹周 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本
	寄植	低木	m ²
		中木	m ²
	芝		m ²

- (注) 1. 低木には，株物，一本立を含む。
 2. 防除で寄植低木の面積は，植地面積とし，寄植中木の面積は表面積とする。（図-1 参照）

表 2.9 移植工（掘取工）

区分	規格・仕様		単位
掘取工	低木	樹高 60cm 未満	本
	中木	樹高 60cm 以上 100cm 未満	本
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本
	高木	幹周 30cm 未満	本
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	本
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	本

- (注) 1. 低木には，株物，一本立を含む。
 2. 寄植については個々の樹木の樹高で判断し，市場単価を適用する。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.10 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様			適用基準	記号	備考	
加算率	施工規模		標準	S0	対象数量	
			1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1 S2	対象数量	
補正係数	時間的制約を受ける場合		通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量	
	夜間作業		通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量	
	施工場所	供用区間	中央分離帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K3	対象数量
			環境緑地帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K4	対象数量
		未供用区間	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K5	対象数量	
	補植の場合	低木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K6	対象数量	
		中木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K7	対象数量	
	支柱補修	支柱補修（部分取替）	支柱材の部分取り替えを含む支柱補修の場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K8	対象数量	
	幹巻き		移植工で掘取時に幹巻きを行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K9	対象数量	

(注) 施工規模の加算率は次項に注意し決定すること。

- 1) 植樹工低木は、1 工事の低木数量（補植の数量も含める）で判定する。
- 2) 植樹工中木及び高木は、1 工事の中木及び高木の合計数量（補植の数量も含める）で判定する。
- 3) 支柱設置は、1 工事の支柱を設置する中木及び高木の合計数量（補修の数量も含める）で判定する。
ただし、布掛（竹）と生垣形については、1 工事の支柱設置延長（補修の数量も含める）で判定する。
- 4) 支柱撤去は、1 工事の支柱を撤去する中木及び高木の合計数量で判定する。
ただし、布掛（竹）と生垣形については、1 工事の支柱撤去延長で判定する。
- 5) 地被類植付は、1 工事の地被類の植付数量で判定する。
- 6) せん定低木・中木及び高木は、1 工事の低木・中木及び高木の合計数量で判定する。
- 7) せん定寄植は、1 工事の寄植の数量で判定する。
- 8) 施肥高木及び中木、低木は、1 工事の高木及び中木、低木の合計数量で判定する。
- 9) 施肥寄植は、1 工事の寄植の数量で判定する。
- 10) 施肥芝は、1 工事の芝の数量で判定する。
- 11) 抜根除草は、1 工事の抜根除草の数量で判定する。
- 12) 芝刈は、1 工事の芝刈の数量で判定する。
- 13) 灌水は、1 工事の灌水の数量で判定する。
- 14) 防除高木及び中木及び低木は、1 工事の高木及び中木及び低木の合計数量で判定する。
- 15) 防除寄植は、1 工事の寄植の数量で判定する。
- 16) 防除芝は、1 工事の芝の数量で判定する。
- 17) 移植工高木は、1 工事の高木の数量で判定する。
- 18) 移植工中木及び低木は、1 工事の中木、低木の合計数量で判定する。

(2) 加算率・補正係数の数値表

表 2.11 加算率・補正係数の数値

区分	記号	植樹工		支柱設置		支柱撤去		地被類植付工		
		低木	高木・中木	二脚鳥居添木付 八ツ掛(竹) 添柱形 (1本形・竹) 及び高木用支柱	布掛(竹) 生垣形	二脚鳥居添木付 八ツ掛(竹) 添柱形 (1本形・竹) 及び高木用支柱	布掛(竹) 生垣形			
加算率	施工規模	S0	1,000本以上 0%	50本以上 0%	50本以上 0%	30m以上 0%	50本以上 0%	30m以上 0%	2,000鉢以上 0%	
		S1	100本以上 1,000本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	10本以上 50本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	10本以上 50本未満 10%	5m以上 30m未満 10%	500鉢以上 2,000鉢未満 10%	
		S2	100本未満 20%	10本未満 20%	10本未満 20%	5m未満 20%	10本未満 20%	5m未満 20%	500鉢未満 20%	
補正係数	時間的制約を受ける 場合	K1	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	
	夜間作業	K2	1.50	1.40	1.30	1.30	1.50	1.50	1.50	
	施工場所 供用区間	中央分離帯	K3	1.15	1.15	1.10	1.10	1.15	1.15	1.15
		環境緑地帯	K4	0.80	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80	0.80
		未供用区間	K5	0.80	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80	0.80
	補植	低木	K6	1.30	—	—	—	—	—	—
		中木	K7	—	1.25	—	—	—	—	—
	支柱補修 (部分取替)	K8	—	—	0.60	0.60	—	—	—	

- (注) 1. 施工規模加算率 (S1) 又は (S2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
2. 補植の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
3. 支柱補修の補正を行った場合は、施工規模加算率及び施工場所補正係数は適用しない。
4. 補植には、枯れ木の撤去の有無にかかわらず適用出来る。
5. 支柱補修には、支柱の撤去を含んでいる。
6. 支柱の全取替の場合は、支柱撤去費と支柱設置費を合算する。

表 2.12 加算率・補正係数の数値

区分	記号	せん定			
		高木・中木 低木	寄植		
加算率	施工規模	S0	50本以上 1000m2以上 0%	1000m2以上 0%	
		S1	10本以上 50本未満 10%	100m2以上 1000m2未満 10%	
		S2	10本未満 20%	100m2未満 20%	
補正係数	時間的制約を受ける 場合	K1	1.10	1.10	
	夜間作業	K2	1.40	1.35	
	施工場所 供用区間	中央分離帯	K3	1.15	1.15
		環境緑地帯	K4	0.85	0.85
		未供用区間	K5	0.85	0.85

- (注) 施工規模加算率 (S1) 又は (S2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表 2.13 加算率・補正係数の数値

区分		記号	施肥			
			高木・中木 低木	寄植	芝	
加算率	施工規模	S0	50 本以上 0%	1000m2 以上 0%	1000m2 以上 0%	
		S1	10 本以上 50 本未満 10%	100m2 以上 1,000m2 未満 10%	100m2 以上 1,000m2 未満 10%	
		S2	10 本未満 20%	100m2 未満 20%	100m2 未満 20%	
補正係数	時間的制約を受ける 場合		K1	1.10	1.10	1.10
	夜間作業		K2	1.50	1.50	1.50
	施工場所	供用区間 中央分離帯	K3	1.15	1.15	1.15
		環境緑地帯	K4	0.80	0.80	0.80
		未供用区間	K5	0.80	0.80	0.80

(注) 施工規模加算率 (S1) 又は (S2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表 2.14 加算率・補正係数の数値

区分		記号	抜根除草	芝刈	灌水	防除		
						高木・中木 低木	寄植	芝
加算率	施工規模	S0	1000m2 以上 0%	1000m2 以上 0%	1000m2 以上 0%	50 本以上 0%	1,000m2 以上 0%	1,000m2 以上 0%
		S1	100m2 以上 1,000m2 未満 10%	100m2 以上 1,000m2 未満 10%	100m2 以上 1,000m2 未満 10%	10 本以上 50 本未満 10%	100m2 以上 1,000m2 未満 10%	100m2 以上 1,000m2 未満 10%
		S2	100m2 未満 20%	100m2 未満 20%	100m2 未満 20%	10 本未満 20%	100m2 未満 20%	100m2 未満 20%
補正係数	時間的制約を受ける 場合		K1	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
	夜間作業		K2	1.35	1.35	1.30	1.40	1.35
	施工場所	供用区間 中央分離帯	K3	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
		環境緑地帯	K4	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85
		未供用区間	K5	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85

(注) 施工規模加算率 (S1) 又は (S2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

表 2.15 加算率・補正係数の数値

区分		記号	移植工（掘取工）		
			高木	中木 低木	
加算率	施工規模	S0	5 本以上 0%	10 本以上 0%	
		S1	3 本以上 5 本未満 10%	6 本以上 10 本未満 10%	
		S2	3 本未満 20%	6 本未満 20%	
補正係数	時間的制約を受ける場合		K1	1.10	1.10
	夜間作業		K2	1.35	1.35
	施工場所 供用区間	中央分離帯	K3	1.15	1.15
		環境緑地帯	K4	0.85	0.85
		未供用区間	K5	0.85	0.85
	幹巻き		K12	1.05	1.05

(注) 施工規模加算率 (S1) 又は (S2) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

(1) 植栽工事の割増積算

新植樹木の植樹割増として、下記の費用を加算する。

ただし、移植及び根廻し工事に係わるものは除く。

$$\begin{aligned} \text{割増経費} &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times W1 \\ &= (\text{材料費} + \text{労務費} + \text{機械経費}) \times 0.5\% \end{aligned}$$

(2) 直接工事費

$$\text{直接工事費} = (\text{設計単価 (注 1)} \times \text{設計数量} + \text{材料}) \times (1 + W1)$$

$$(\text{注 1}) \text{ 設計単価} = \text{標準の市場単価} \times (1 + S0 \text{ or } S1 \text{ or } S2/100) \times (K1 \times K2 \times \dots \times Kn)$$

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、前記に示すものの他に、以下の点に留意すること。

(1) 道路植栽工の単価及び施工場所区分は、下記のとおりとする。

- 各規格の単価は、供用区間・歩道及び交通島を標準とする。
- 供用区間・中央分離帯及び環境緑地帯、未供用区間の場合は、補正係数を適用する。
- 施工場所の定義は、下記のとおりとする。

[1] 供用区間：車両、自転車、歩行者等一般交通の影響を受ける現道上の施工場所で、下記のとおり区分する。

歩道	歩道又は、車道と歩道の上に設置した植栽地
交通島	交差点において車両を導流するための導流島及び歩行者の安全を確保するために設けられた安全島及び植栽地
中央分離帯	交通の分流制御を目的とした中央分離帯等に設けられた植栽地
環境緑地帯	幹線道路の沿道の生活環境を保全するための環境施設帯（駐車帯、道の駅等）に設けられた植栽地

[2] 未供用区間：バイパス施工中等で、車両、自転車、歩行者等一般交通の影響を受けない施工場所

(注) 現道上であっても、一般交通の影響をほとんど受けずに作業実施可能な施工場所（通行止区間等）は未供用区間とする。

- (2) 植樹は、下記の仕様とする。
- 1) コンテナ樹木（コンテナプランツ又はポット樹木）にも適用する。ただし、地被類（グランドカバー類）及び草花類には、適用しない。
 - 2) 高木の幹周 60cm 以上 90cm 未満は、機械施工（バックホウ山積 0.28m³（平積 0.2m³））としている。ただし、機械施工が困難な場合は人力施工とし、別途特別調査等とする。
 - 3) 植穴の埋戻しにあたって客土を使用する場合は、客土材料費を別途計上する。
 - 4) 残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。
- (3) 支柱設置は、下記の仕様とする。
- 1) 支柱の材質は、杉又は檜とし、防腐加工（焼きは除く）がほどこされたものとする。ただし、北海道はカラ松の焼丸太とする。また、間伐材であっても材質が同一で、防腐加工（焼きは除く）がほどこされていれば適用出来る。
- (4) 地被類植付は、下記の仕様とする。
- 1) ささ類、木草本類、つる性類で、コンテナ径 12cm 以下のものに適用する。
 - 2) 高さ（長さ）60cm 以下の地被類に適用する。
- (5) 植樹時に行う施肥は施肥の市場単価を適用せず、材料費のみ植樹の市場単価に加算する。
- (6) 灌水で散水車（貸与）を使用した場合は、直接工事費に現場修理費および機械管理費を加算する。また無償貸付機械評価額を共通仮設費対象額、イメージアップ経費対象額、現場管理費対象額に加算する。なお、散水車（貸与）の m² 当り運転時間は、「散水車の運転日当り標準運転時間÷日当り作業量」とする。
- (7) 移植工における掘取りは仮植地からの掘取り作業にも適用出来る。
- (8) 移植工において、掘取部を埋戻しする場合の不足土をダンプ運搬する場合は「第 II 編 第 1 章 2) 土工」による。この場合の運搬土量は、必要量を計上する。
- (9) 移植工における残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。
- (10) 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壌改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。

(参考)

$$Q = \frac{r \times v}{100} \quad (\text{m}^3)$$

Q：運搬土量 (m³)

r：100 本当り埋戻し不足土量 (m³/100 本)

v：掘取本数 (本)

表 3.1 埋戻し不足土量 (r)

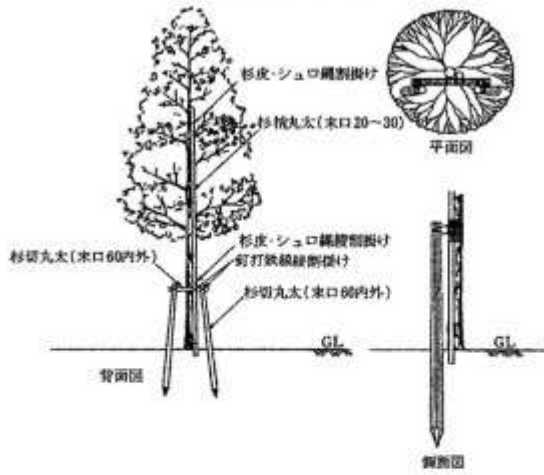
(100 本当り)

形状寸法	単位	中低木			高木		
	cm	樹高 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上	幹周 30 未満	30 以上 60 未満	60 以上 90 未満
不足土量	m ³	0.5	1.45	3.55	6.5	19.0	49.99

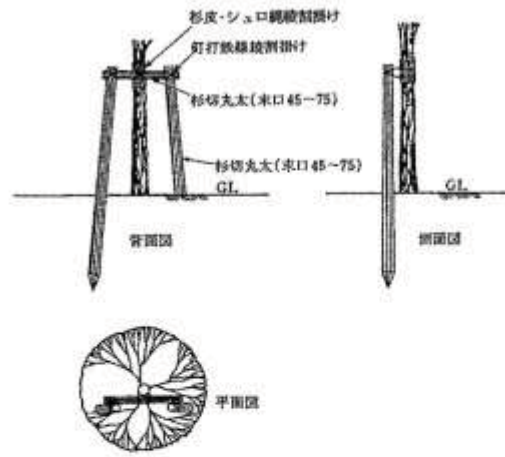
- (11) 随意契約による調整をおこなう場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

道路植栽工 支柱参考図 (1)

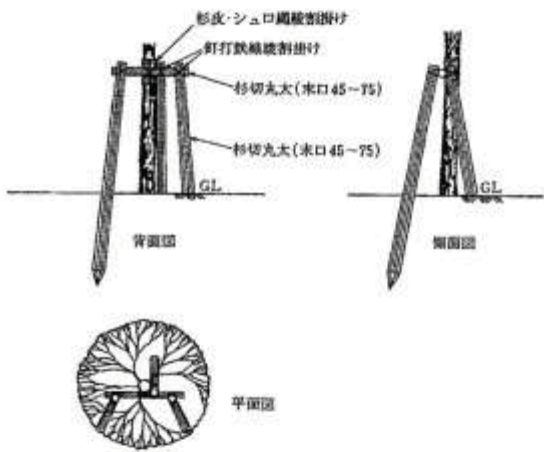
二脚鳥居添木付



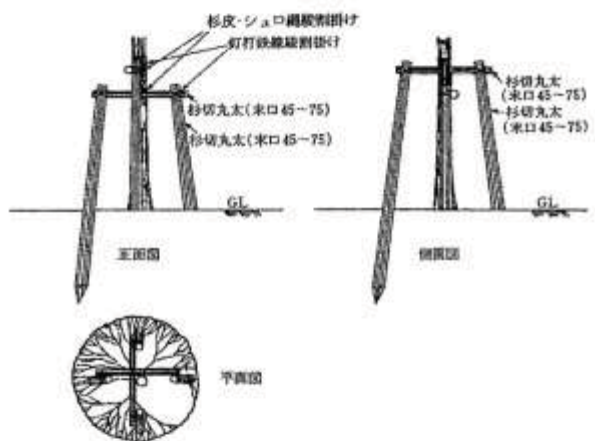
二脚鳥居添木無



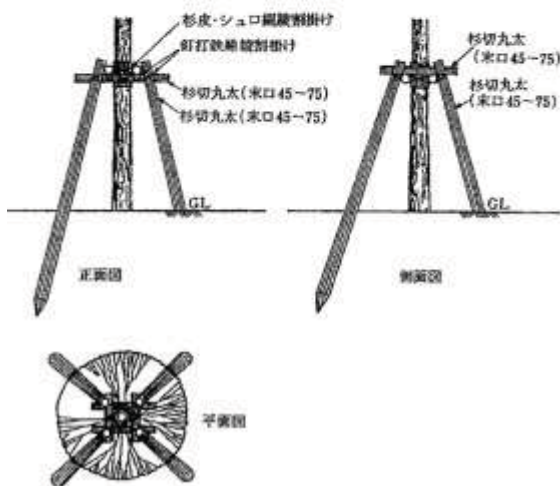
三脚鳥居



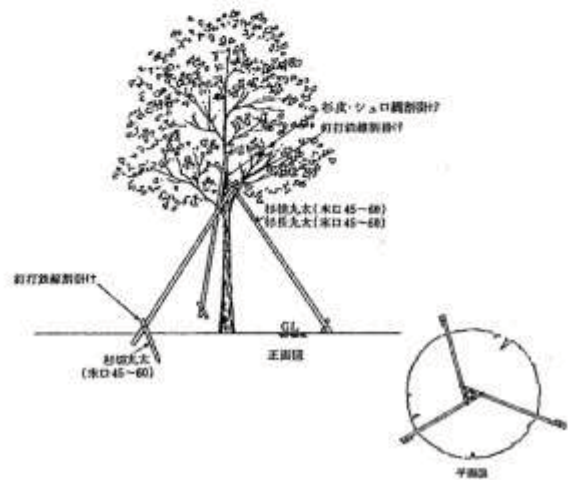
十字鳥居



二脚鳥居組合せ

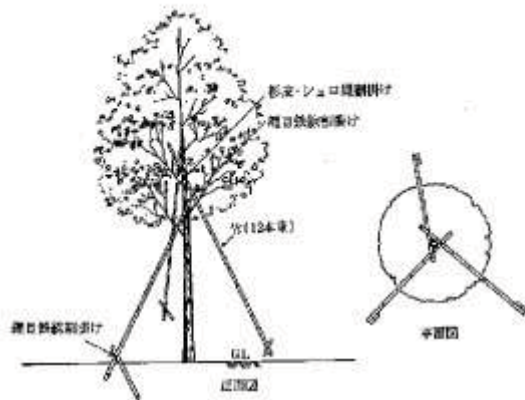


ハツ掛 (丸太)

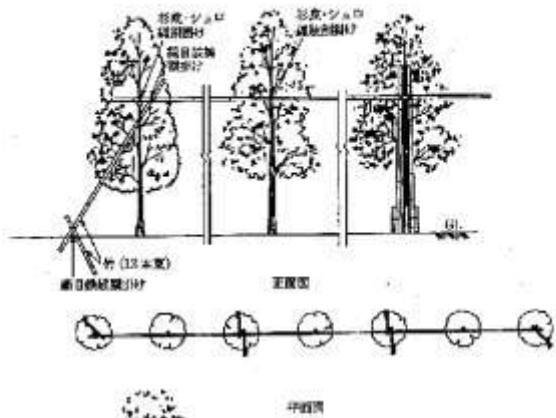


道路植栽工 支柱参考図 (2)

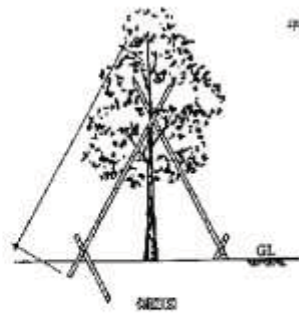
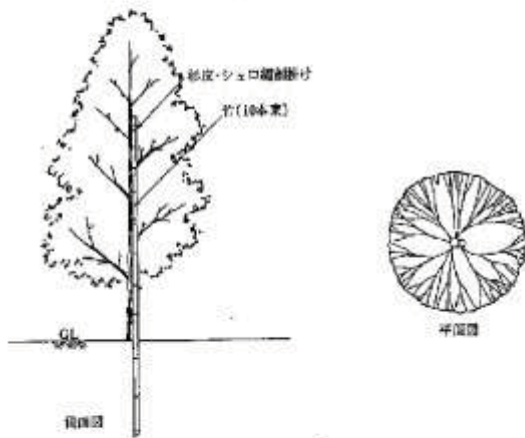
ハツ掛(竹)



布掛(竹)



添柱形(1本形・竹)



生垣形

